

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成28年3月23日（水）午後4時16分～午後4時42分

場所 第2・3委員会室

出席議員（8名）

委員長 須藤智子 副委員長 木村冬樹 委員 大野慎治
委員 鈴木麻住 委員 相原俊一 委員 堀 巖
委員 宮川 隆 委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員（15名）

総務部長 奥村邦夫、建設部長 西垣正則、消防長 今枝幹夫
秘書企画課長 長谷川 忍、同主幹 佐野 剛、同主査 加藤 淳、同主
査 小出健二、行政課長 中村定秋、同主査 酒井 寿、商工農政課長 伊
藤新治、同主査 新中須俊一、消防本部総務課長 伊藤真澄、同主査 伊
藤孝夫、消防署長 真野淳弘、学校教育課長 石川文子

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第54号	岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	賛成多数 可決
議案第55号	岩倉市職員の退職管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第56号	岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	全員賛成 可決

総務・産業建設常任委員会（平成28年3月23日）

◎委員長（須藤智子君） それでは、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会の案件は、議案3件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、部長さん、いいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、挨拶は省略しまして、それでは審査に入ります。

議案第54号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局からの説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

省略して、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 2つの要件でパーセントが決まっていると思いますが、この13%の内訳、それぞれ3%の内訳とか教えてください。

〔「質問がわかりにくかった、ごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

◎委員（堀 巖君） 済みません。不祥事に対するものが何%で、給与の適正化、要はラスパイレスで3%の分が3%なのかという、そういうことを聞きたい。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 13%の内訳ということなんですけれども、10%が職員の不祥事に係るもの、残りの3%が職員の給与の適正化に係るものでございます。

◎委員（堀 巖君） ということは、教育長の3%は、給与の適正化にあわせて上席にある者としてのことなのですね。確認です。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 教育長の3%は、職員の給与の適正化に係る、その上席に係る分ということでございます。

◎委員（堀 巖君） 上席でちょっと腑に落ちないんですけど、誰の処分のための、どの職員の上席に教育長が当たるんですか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） この3%の削減につきましては、職員の処分に関するものではなくて、給与の適正化のほうでございますので、よろしく申し上げます。

◎副委員長（木村冬樹君） 特別職報酬等審議会条例によりますと、議員、それから市長及び副市長、教育長については、報酬額を変更する場合に報酬審議会にかけるものとするという規定になっていると思いますが、報酬審議会はどのような開催状況なんでしょうか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） まず今年度、報酬審議会につきましては2度開催をしております。まず、報酬審議会の考え方なんですけれども、審議をいただきまして、報酬の月額については、それぞれの特別職の役割に対して給料月額を決定しているというものでございます。今回、一時的な要素のマイナス的な要素につきましては、この給料月額に反映させるものではないということになっておりますので、よろしく申し上げます。

◎副委員長（木村冬樹君） しかし、特別職報酬等審議会条例には、第2条に諮問ということで、これは原則としてということだと思いますけど、額を変更する場合については諮問するものとするというような条例になっていきますので、それから見ると、このやり方は少し条例から見ると逸脱したやり方ではないかなというふうに思いますが、どのような見解でしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 繰り返しになるかもわかりませんが、今年度については、報酬の月額ということで諮問しまして答申をいただいたところです。それに対する附則意見等もいただいておりますが、今回は特例で条例を策定すると。本来の月額については変更しませんし、この期間に限って特例条例で制定したのでありますので、管理監督する職員としてみずから削減するという判断をされたということであってといたしますか、報酬審議会には諮ってはおりません。

◎副委員長（木村冬樹君） ということは、ラスパイレス指数という議案第7号にあった理由とは全く関係なしに、同じような対応をとるという、そういう考え方ですね。ラスパイレス指数というものは特別職にはないというふうに思いますので、その確認でよろしいでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 特別職については、ラスパイレス指数には反映しませんといたしますか、対象外の特別職でございます。給与全体については3%削減されるということには変わりありません。

◎委員（堀 巖君） もう一度確認です。給料の減額をするときに、さっきの答弁だと、特例条例をつくるんだったら、その報酬審を経なくていいというふうに聞こえたんです。勝手に例えば、今回は減るやつだけど、ふやす場合も特例だったらかけんでもいい、そんな考え方なんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 不祥事に関する2カ月だけですけれども、短期についてはこれまでも諮っております。指摘がありましたように、短

期の増額というふうになれば、その場合はそれも報酬審には諮らないかもわかりませんが、実際には相談をかけていくことになると思いますし、勝手に上げるということはないというふうに思います。

◎総務部長（奥村邦夫君） これまでも職員の不祥事とかで、市長が給与をカットするということは今までもやっておりますし、そのときも報酬審にかけたということはありません。今言われたように、特例で、じゃあ増額するときもやれるのかという御質問でございますけれども、特例で増額をするという想定はそもそもしておりませんので、こういった不祥事があつたりしたときに、市長みずからその責任をとるということで削減をするということと考えております。

◎副委員長（木村冬樹君） 不祥事に対するものは、以前にも事例があるものですからそのとおりだと思んですけど、先ほどの答弁でも、特別職にはラスパイレス指数については対象外ということで、その点では、このような対応をとるに当たっては、やはり報酬審議会にかける必要があるのではないのかなというふうに思んですけど、そういう考えはないということではないですか。

◎総務部長（奥村邦夫君） 職員の給料3%カットするということについて、上席の職にある者として、職員の痛みということも考えると、やっぱり同じように削減をするべきだという判断を三役の特別職がされたということでございます。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

◎委員（堀 巖君） この条例について、反対の立場で討論したいと思います。

職員の不祥事に関連する部分は一定理解できます。ただ、やはりラスパイレス指数という数値をもとにした3%であることがわかって、これは特別職の報酬とは何ら関係のないものであります。これを認めてしまえば、報酬審議会の存在をも本来かけるべき、額の変更についてはかけるべきだというふうに私は思いますし、存在をも愚弄するものになるのではないかという、そういう危惧も出てきます。よって、この議案には反対するものです。

◎委員長（須藤智子君） 討論はないですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論を終結し、直ちに採決に入ります。

議案第54号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第54号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第55号「岩倉市職員の退職管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局からの説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） はい、省略いたします。

それでは、次に質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（木村冬樹君） 今回のこの条例の一部改正につきましては、本3月定例会で制定されたものの一部改正ということで、議案説明の際には、2月18日に、この分の改正について県から通知があったということであります。法律の施行だとか、あるいは県からの通知がこのぐらいの時差で来るというのが少し違和感を感じるんですけど、何かこの分の改正についての通知がおくれたという点については、理由はあるんでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） こちらのほうの通知に関してですけれども、国のほうから都道府県の教育委員会への通知は、27年12月22日付の通知でございました。ただ、県教委から教育事務所を通して市町におりてきたのが遅かったという状況でございます。

◎副委員長（木村冬樹君） 県のところでちょっととまっておったということですね。わかりました。

◎委員（宮川 隆君） 先ほどの本会議での質疑の中で、最終的な勤務地が岩倉の場合というような、そんなようなニュアンスで聞いていたんですけども、県からの教職員の方というのは、基本的に尾張教育事務所管内の異動ということですけども、最終的な退職された市町村に対しての届け出というくりでいいわけなんですか。

◎学校教育課長（石川文子君） 届け出先につきましては、先ほど済みません、教職員の方の異動、岩倉の場合ですと管内3市2町の中で基本的には異動になります。犬山、江南、岩倉、大口、扶桑の3市2町の中で基本的に異動となりますけれども、この届け出先につきましては、退職辞令が出る市町

の教育委員会でということで確認のほうはとれておりますので、岩倉で退職された先生については岩倉でということになりますので、よろしく願います。

◎委員（宮川 隆君） といいますと、先生方の住居地じゃなくて最終的な勤務地の届け出ですけれども、影響するのは、やはりその最終的な市町ではなくて、基本的に管内全てに影響するものだと思うんですけれども、その辺の情報共有というのはどのようにされることになるんでしょうか。

◎委員長（須藤智子君） 暫時休憩いたします。
（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） 休憩を閉じて再開いたします。

◎学校教育課長（石川文子君） 届け出につきましては、最終のところの市町教育委員会ということになっております。その後の連絡、連携等につきましては、今後管内のほうで詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

◎委員長（須藤智子君） ほかによろしいですか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。
討論はございますか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第55号「岩倉市職員の退職管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第55号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） はい、省略させていただきます。
それでは、質疑に入ります。
質疑はございますか。

◎委員（堀 巖君） この条例の中の行政不服審査法に関するものについては、今議会で既に当初から出ているわけです。これはまた追加で出てきて

いるわけなんです、改正理由のところを読むと2つの理由があって、その1つが、おくれたからということで全員協議会のとときに説明を伺ったところではございますけど、なぜこの行政不服審査法のところ当初で上がってきていなかったのかという点についてお伺いします。

◎消防本部総務課主査（伊藤孝夫君） まず、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令、これが平成28年2月24日に公布をされたわけですが、この件については、県を通じて国に幾度となく確認をしておる中で、24日付近で公布がされるだろうというところのずうっと情報をつかんでおったものですから、幾度と審議をお願いすることなく、一度で審議をお願いしてということで考えて、このように追加で出させていたというところがございます。

◎委員（堀 巖君） そうなると、仮におくれて出てくるほうが、何らかの理由でポシャったときとかありますよね。そういったときは、この行服のところの改正というのは単独で出すつもりだったんですか。というのは、ちょっと心配になってきちゃうんです、こういうことがほかにはないかどうか。行政不服審査法の一部改正という理由で条例改正するということが一つ柱としてあるなら、その同じ理由でこの条例も本来、当初上程されていて、追加のところは追加でやるというのが本来だというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

◎消防本部総務課長（伊藤真澄君） 例規審査委員会と検討した中、こういうふうにさせていただきました。

◎行政課長（中村定秋君） 本議会で非常勤特別職の公務災害補償の条例が出ていました。それで、そちらのほうは早目に省令の改正があって、こちらのほうは先ほど答弁ありましたように、必ず28年4月1日までには施行しないといけないものですから、政令が出るというのはもう間違いのないという情報をつかみながら、それが2月24日ごろになるというところで、別々に出すという手法もありますけれども、私どもとしては、これは一度に御審議いただいたほうが良いということで判断をしまして、このような形にしたということで、もし仮に省令が何かの理由で出されなければ、単独でこの部分だけやるということになるかと思えます。行政不服審査法に関する改正につきましては、行政課のほうから全ての課に通知を出して改正漏れがないようにと、規則だとか要綱、そういったものについても改正漏れがないようにということで把握させていただいた上で、全て把握した上で、これは同時にやったほうが良いので追加でやろうというような判断をさせていただきましたので、御心配いただきましたけれども、そのあたりについては十分配慮しております。

すので、よろしく申し上げます。

◎委員長（須藤智子君） よろしいですか。質疑はございませんか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第56号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第56号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

閉会中の継続審申出書についてなんですけれども、皆様方に配付した内容でよろしいでしょうか。

◎副委員長（木村冬樹君） ちょっと確認したいんだけど、審査事項、議案第26号に関することについてということで、議案番号だけで表示されているけど、これでいいの。問題ないですかね。それだけ確認したいんですけど。

◎委員長（須藤智子君） 26号何々についてとか、議案。いい。
〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（木村冬樹君） 専門の人がいいと言え、それに従います。

◎委員長（須藤智子君） じゃあそういうことで、総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の申し出とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさ

までございました。